

大切な資産を社会福祉に役立てたい

「遺贈」

遺産の寄付
をお考えの
みなさまへ

ごあいさつ

ここ数年、朝日新聞厚生文化事業団に寄せられるご相談の中に、「大切な財産を自分の死後、社会のために役立てたい」という声を度々いただくようになりました。

お子様がいらっしゃる方はもちろん、ご家族の円満な遺産相続のためにも遺言書により、ご自分の意思を明確にしておくことが大切な時代になってきたと言えるでしょう。

当事業団では、こうしたご要望にお応えするために、2007年度から弁護士の先生を講師に「遺贈・遺言セミナー」を開催し、好評を得ています。

この度、より多くの皆様に、遺贈について理解を深めていただくために、遺贈による寄付の方法や遺言書の作成方法、手続きについてわかりやすくまとめた冊子を作りました。

遺贈の受取人として、当事業団をはじめとする社会福祉法人や特定公益増進法人を指定することにより、大切な財産を幅広く社会福祉活動に役立てることが可能です。

本冊子がそうした願いを持つ皆様方の一助になれば幸いです。

社会福祉法人

朝日新聞厚生文化事業団



遺贈とは？

「遺贈」とは、遺言書によって、ご自身の財産の受け取り人やその内容を指定することです。

遺贈は遺言書を残すことによって可能になります。遺言書は故人の遺志として、民法が定める法定相続の規定よりも優先されます。遺言書がない場合には、財産は法律によって定められた親族に、法律によって定められた割合で分割相続されます（＝法定相続）。法定相続人がいない場合、遺産は国のものになります。

遺言がある場合のメリットと 遺言がない場合のデメリット

遺言は法定相続に優先しますので、遺産の分け方は遺言で自由に決められます。

(法定相続は遺言がない場合の遺産の分け方の一つに過ぎません)

遺言がある場合のメリット

1. 法定相続人でない者にも財産分けができます＝遺贈
 - 嫁や孫、世話になった友人、公益法人、母校など
 - 預金の中から1億円を生前お世話になった社会福祉法人〇〇会に寄付したい
2. 法定相続分とは異なった配分ができます
 - 全財産を妻に相続させたい
 - 面倒をみてくれた長女に、より多く相続させたい
3. 個々の財産の具体的な渡す相手を指示できます
 - 自宅と十分な生活費を妻に残したい
 - 事業に必要な株式と不動産を家業を継いでくれている次男に残したい

遺言がない場合のデメリット

1. 遺産の分け方を決めるには、相続人全員で話し合い、相続人全員の合意が必要となります。
2. 遺産の名義書き換えや資産の現金化などの手続きには、相続人全員の協力を得る必要があります。
3. 遺産分けの話し合いがまとまらないと相続人の間で争う結果になり、家庭裁判所による調停、審判が行われることとなります。

遺言書に対する誤解

- ◎自分の身内に限って争いなどはありません。
- ◎遺言を書くと、身内を信頼していないと思われないか？
- ◎遺言を書いてしまうと財産が自由に使えなくなる。
- 遺言は何度でも書き換えができます。
- ◎遺言は法定相続（8 ページ「法定相続について」参照）が原則で、
特殊な相続関係の時だけ必要なのでは？
- 遺言は法定相続に優先します。

このような人に、遺言をお勧めします

- 両親や子どもがいない夫婦
- 独身の人
- 内縁の妻（夫）に財産を残したい人
- 子どもではなく孫に財産を残したい人
- 特定の子どもに、より多くの財産を残したい人
- 財産を社会に役立てたい人
（公共機関、公益法人、母校などへの寄付）
- 資産家、地主、農家、事業経営者、アパート経営者
（財産分与や相続税対策で悩んでいる人）

遺言書の種類

遺言は次の二つが一般的です。

	公正証書遺言
概要	●遺言者が公証人の立ち会いで遺言の内容について説明し、それを公証人が文章に書き留める
メリット	●公証人が作成するため安心 ●保管が確実 ●検認*は不要
デメリット	●費用がかかる（手数料は財産の額や相続人数により異なります） ●証人2人の立ち会いが必要

* 検認＝遺言者の死後、偽造や変造が行なわれていないか家庭裁判所が行う検証手続き。
検認を受けないと遺言を執行できません。

	自筆証書遺言
概要	● 遺言者が遺言の全文、氏名、日付すべてを自筆し、押印する
メリット	● 費用がかからない ● 人に知られずに作成できる ● いつでも自由に書き換えられる
デメリット	● 字が書けないと利用できない ● 保管が不確実（紛失や偽造の心配がある） ● 発見者が家庭裁判所に手続きをすることになる ● 内容不備によりトラブルが起こりやすい ● 検認が必要

法定相続について

法定相続人は大きく分けて配偶者相続人と血族相続人の2つがあります。

配偶者は常に相続人となり、血族（子、親、兄弟姉妹など）には相続人となる順位があります。血族が相続人となる順位は次のようになります。

* 先順位の人がいる場合には後順位の人には相続人になりません。

(1)配偶者	※婚姻届け出をした人に限ります。
(2)血族相続人	
①第1順位	子 （すでに死亡している場合はその子、孫など） ※直系卑属といいます。実子、養子は問いません。
②第2順位	親 （すでに死亡しているときは祖父母） ※直系尊属といいます。
③第3順位	兄弟姉妹 （すでに死亡している場合はその子など）

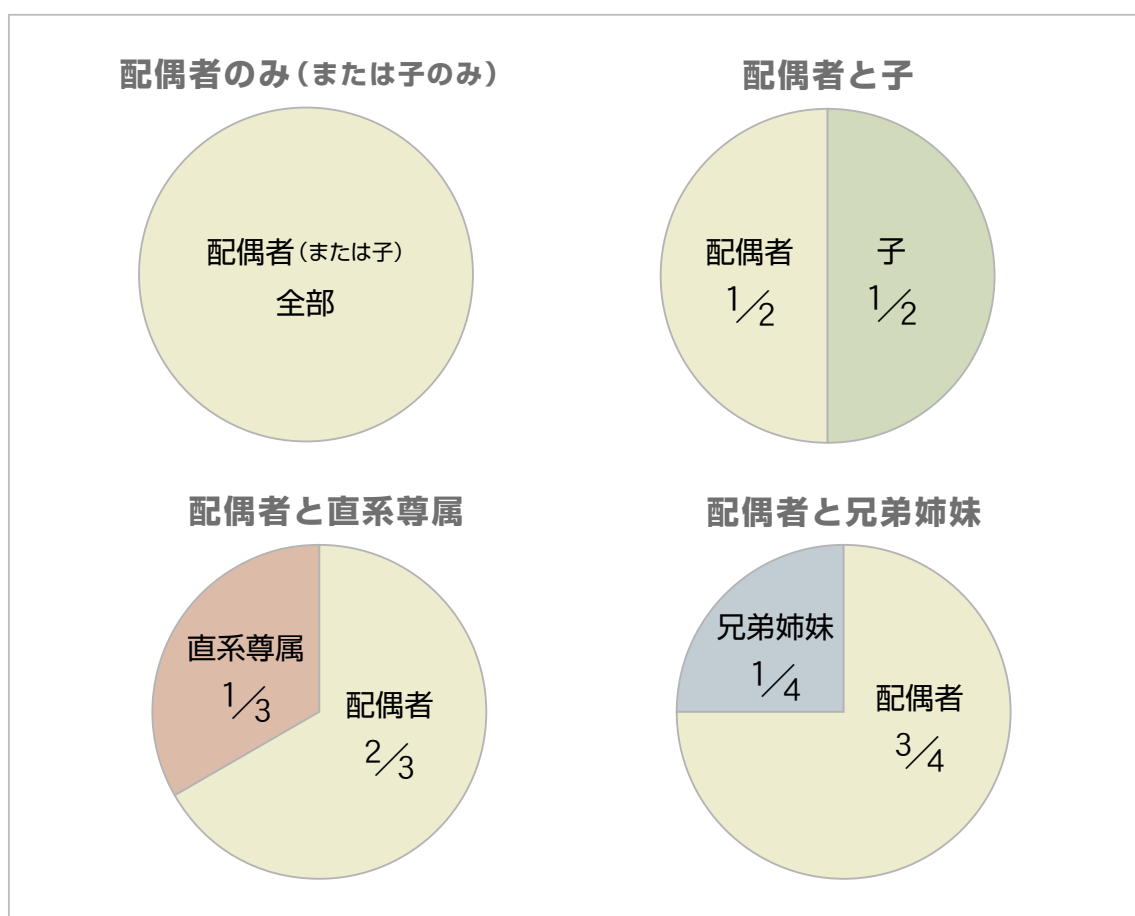
◎養子は養親と実親の両方の相続人となることができます。

◎相続開始時に胎児であった人は、生まれたものとみなして相続権が認められます。

ただし、死産の場合はこの取り扱いはされません。

●法定相続分について

法定相続分は配偶者のほかに左ページの①の人がいるときは、配偶者の相続分は相続財産の2分の1、②の人がいるときは3分の2、③の人がいるときは4分の3となり、残りが血族の相続分となります。同順位の血族相続人が複数いる場合の相続分は均等です。

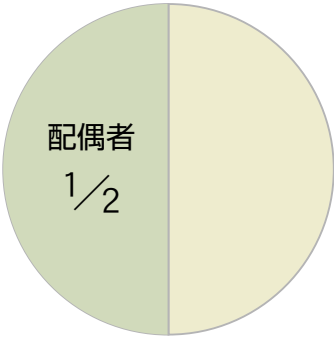
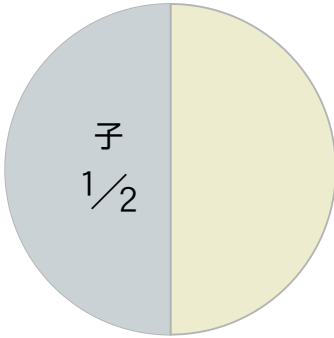
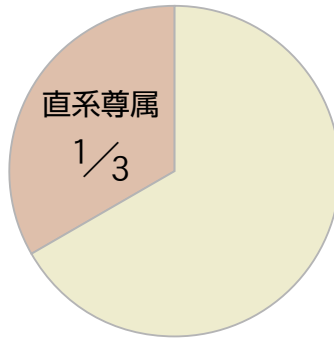


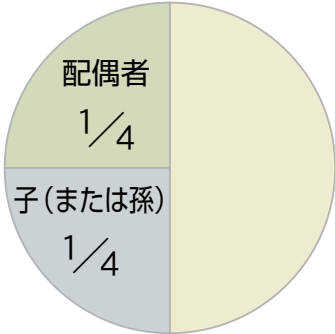
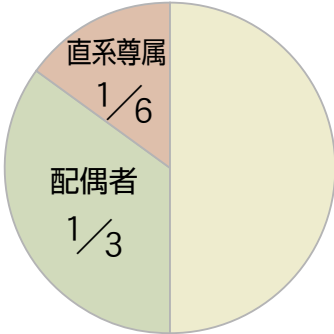
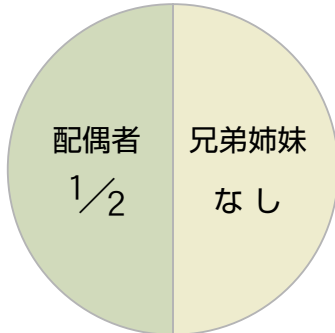
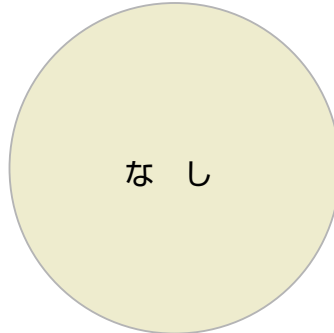
* 半血兄弟姉妹（被相続人＝亡くなられた人からみて、父母どちらか一方のみが同じ兄弟姉妹。異母・異父兄弟姉妹）の法定相続分は、全血兄弟姉妹（被相続人＝亡くなられた人からみて、父母が同じ兄弟姉妹）の $\frac{1}{2}$ となります。

遺留分について

遺留分とは、遺言書の内容に関わらず、民法が定める法定相続人（配偶者および子、親など）に対して法律が保障している最低限の相続分のことです。

たとえ遺産の全てを一人の人（または団体）に渡すという内容の遺言があっても、遺留分が請求されると、一定の割合が請求した人の取り分となり、残りが遺言によって遺産を受け取る人のものになります。請求できる遺留分の割合は以下の通りです。

相続人	配偶者のみ	子（または孫）のみ
遺留分	 配偶者 $\frac{1}{2}$	 子 $\frac{1}{2}$
相続人	直系尊属（父母または祖父母）のみ	兄弟姉妹のみ
遺留分	 直系尊属 $\frac{1}{3}$	 兄弟姉妹のみ なし

相続人	配偶者と子(または孫)	配偶者と直系尊属
遺留分	 配偶者 $\frac{1}{4}$ 子(または孫) $\frac{1}{4}$	 直系尊属 $\frac{1}{6}$ 配偶者 $\frac{1}{3}$
相続人	配偶者と兄弟姉妹	※兄弟姉妹なし
遺留分	 配偶者 $\frac{1}{2}$ 兄弟姉妹 なし	 なし

※子どものいない夫婦が配偶者に先立たれたとき、普段つきあいのない兄弟姉妹が登場して、相続分を主張することがあります。

遺産が自宅と老後のための少ない資金のみというときに困ってしまうことがあります。

こんな場合に備え、遺言で相続を確定しておくとう安心です（兄弟姉妹には遺留分はありません）。

※法定相続人がいる方は、遺留分を侵害しない範囲での遺言を書くことをお勧めします。

遺言の執行者について

遺言執行者とは遺言者自身のご意思である遺言の内容を確実に実現してくれる人を言います。

遺言執行者の仕事としては、遺言どおりに財産の名義変更や預貯金、有価証券などの名義変更を行ったり、遺贈があった場合、指定の遺贈先に財産を引き渡す、などがあります。

遺言執行者は弁護士、司法書士、信託銀行などの専門家や、遺言者の子や甥、姪などに依頼することが多いようです。

遺言執行者は遺言で指定することができます。

指定がない場合は家庭裁判所が遺言執行者を選任することもできます。

遺言書に託したあなたの思いが 実行されるために…

- 元気なうちに考えておきましょう。
- 身近な人と話し合っておきましょう。
- 無理なく実行できる内容にしておきましょう。
- 遺留分を請求されてトラブルにならないようにしておきましょう。
- すべての財産を対象にしておきましょう。
- 自筆遺言書の場合は、不備のないよう専門家（弁護士、司法書士、行政書士）に相談しておきましょう。
- 信頼できる遺言執行者を指定しておくとう安心です。

●遺言書(公正証書遺言)の例

平成〇〇年第〇〇号

遺言公正証書

公証人は、遺言者〇〇〇〇の嘱託により、後記証人の立会いのもとに、次のとおり遺言者の口述を筆記し、この証書を作成する。

第1条 遺言者は遺言者が所有する下記〇〇〇〇〇〇〇〇を下記受遺者
社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団に遺贈する。

記

○○○○○○○ (遺贈する財産○○○○○○○の表示)
 ○○○○○○○ (/)

記

受遺者
主たる事務所
名称
右 代 表 者

東京都中央区築地5-3-2
社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団
理事長 △△ △△

第2条 遺言者は、遺言執行者として下記の者を指定する。

記

〇〇〇〇信託銀行
(〇〇〇〇信託銀行の住所)

……本旨外要件……

(遺言者、証人2人の住所、氏名、生年月日)

前記遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自筆記の正確なことを承認し、次に署名押印する。

(遺言者、証人2人の署名押印)

この証書は平成〇〇年〇月〇日、当役場において、民法第969条第1号ないし4号の方式により作成し、同条第5号に基づいて次に署名押印する。

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
 〇〇法務局所属
 公証人 〇〇 〇〇 印

相続財産のご寄付について

遺言がない場合でもご遺族の方が故人のご遺志を引き継ぎ、社会福祉のために遺産を寄付される場合、相続税の控除があります。

- 寄付した相続財産の相続税の取り扱いについて
財産を相続された方が相続税の申告期限内に社会福祉法人などの団体に寄付された場合、**寄付した相続財産は非課税**となります（租税特別措置法第70条）。つまり相続財産から寄付金額を引いた額が相続税の課税対象となります。
- 相続税の申告書提出の際に「寄付金領収書」を添付して所轄税務署にご提出ください。

相続税について

相続税は、個人が被相続人（亡くなられた人）から相続や遺贈によって取得した財産*が基礎控除額を超える場合、その超える部分（課税遺産総額）に対してかかってきます。

この場合、相続税の申告および納税が必要となります。その期限は被相続人の死亡したことを知った日の翌日から10か月以内です。

* 相続税は、故人の財産に一定の生前贈与分を加え、負債（借金など）や葬式費用を差し引いた金額を基に算出されます。

- 平成27年1月から相続税が改正されました。この法改正により基礎控除額が引き下げられ、課税対象者が増加すると言われています。

● 相続税の計算方法

- 遺産にかかる基礎控除額

【改正前】
 $5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人の総数}$

【改正後】
 $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の総数}$

- 各法定相続人の取得金額
遺産総額（相続財産の合計額 - 基礎控除額） $\times$ 法定相続分（9ページ「法定相続分について」参照）
- 法定相続人別の相続税額
各法定相続人の取得金額 $\times$ 税率（15ページの「相続税の速算表」参照） - 控除額

法定相続人別の相続税額の合計金額 = 相続税の総額

例 法定相続人が配偶者と子2人(合計3人)、相続財産は8,000万円の場合

「遺産にかかる基礎控除額」を計算



【改正前】

5,000万円 + (1,000万円 × 3人) = 8,000万円
※よって全額控除になり相続税は0円、



相続税の総額
0 円

【改正後】

3,000万円 + (600万円 × 3人) = 4,800万円



「各法定相続人の取得金額」を計算

法定相続人	相続財産	基礎控除額	法定相続分	法定相続人の取得金額
配偶者	(8,000万円 - 4,800万円)	×	1/2	= 1,600万円
子 ①	(8,000万円 - 4,800万円)	×	1/4	= 800万円
子 ②	(8,000万円 - 4,800万円)	×	1/4	= 800万円



「法定相続人別の相続税額」を計算

法定相続人	財産相続分に 応ずる取得金額	相続 税率	控除額	法定相続人の 相続税額
配偶者	1,600万円 ×	15%	- 50万円	= 190万円
子 ①	800万円 ×	10%	- 0円	= 80万円
子 ②	800万円 ×	10%	- 0円	= 80万円



相続税の総額

配偶者190万円 子①80万円 子②80万円

※ただし、実際の納税額は、配偶者に対する相続税額の軽減や
未成年者控除、障害者控除などの税額控除後の金額となります。

※詳細につきましては、弁護士や税理士など専門家にご相談ください。

ご参考 相続税の速算表

【改正前】

平成26年(2014年)12月31日までに 発生した相続		
法定相続分に 応ずる取得金額	税率	控 除 額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円



【改正後】

平成27年(2015年)1月1日以降に 発生した相続		
法定相続分に 応ずる取得金額	税率	控 除 額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

相談機関

遺贈内容の検討や作成にあたっては、弁護士や税理士、信託銀行など、法律関係に詳しく、信頼できる専門家にご相談されることをお勧めします。

弁護士 に相談する

遺言書の作成から遺産の分割、相続税などの相続全般に関する相談をすることができます。弁護士は職業上、思わぬ争いの予防や解決に関する専門知識が豊富であり、良き相談者となることが期待できます。各地の弁護士会に相談して、弁護士を紹介してもらうことも可能です。

日本弁護士連合会 ひまわりお悩み110番
電話 0570-783-110

※お近くの弁護士会の相談センター等の受付窓口につながります。

※このダイヤルは通話料がかかります。

※ダイヤルの受付時間や受付方法などは弁護士会によって異なります。

信託銀行 に相談する

信託銀行では、個人資産の運用管理から遺言書作成とその保管、遺言執行に至るまでの業務を行っています。相続についての専門知識をもつ財産管理の専門相談員がいますので、最寄りの信託銀行にご相談ください。

朝日新聞厚生文化事業団では業務提携している三井住友信託銀行をご紹介します。

当事業団に遺贈のご相談をお寄せいただいた場合、相談者様の同意を得た上で、同信託銀行に当事業団より連絡を入れ、お近くの支店担当者から改めて相談者様にご連絡をしております。

※この場合、基本手数料（執行コース）から5万円が割引になります。

税理士 に相談する

税理士は財産の評価から申告書の作成、相続にかかる税金についての専門知識を持っています。日本税理士連合会から紹介される各地の税理士会で、地元の税理士（または支部）を紹介してもらうこともできます。

日本税理士連合会

〒141-0032

東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館8階

電話 03-5435-0931（代表）

FAX 03-5435-0941

公証人 に相談する

公証人は裁判官、検察官などを長年つとめた人の中から法務大臣が選任する国の公の機関であり、公証人が作成する公正証書遺言は、もっとも信頼できるものです。

日本公証人連合会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-4-2

大同生命霞が関ビル5階

電話 03-3502-8050

FAX 03-3508-4071

※同会のホームページで全国の公証役場を検索できます。

公正証書遺言作成の公証人手数料は、財産総額、相続人の数により細かく分れています。

【例】（相続人が1人の場合）
100万円以下 = 5,000円
1億円以下 = 43,000円

※その他のケースは上記へお問い合わせ下さい

遺贈による寄付の簡単な流れ

事前相談

(まず当事業団へお電話ください 電話 03-5540-7446)

信託銀行の専門
スタッフを紹介

弁護士

税理士、司法書士

※相談内容の秘密は保護されます

遺言書作成、保管・管理

ご逝去

遺言の執行

ご寄付の受け入れ

領収書の発行

相続税の申告の際には、当事業団が発行する領収書を添付してご申告ください。

123-4561

東京都中央区築地〇-〇-〇

No.〇〇〇〇〇 (現金)

朝日 花子 様

金額 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円
1 0 0 0 0 0 0 0 0

但し、当法人が行う社会福祉事業のための寄附金
「租税特別措置法第70条」該当

2010 年 10 月 15 日

社会福祉法人
朝日新聞厚生文化事業団

理事長 〇〇 〇〇

☐ 大阪事務所 〒530-8211 大阪府北区中之島2丁目3番18号
TEL 06-6201-8008 FAX 06-6231-3004

☐ 西部事務所 〒803-8586 北九州市小倉北区室町1丁目1番1号
TEL 093-563-1284 FAX 093-563-1287

☐ 名古屋事務所 〒460-8488 名古屋市中区栄1丁目3番3号
TEL 052-221-0307 FAX 052-221-5453

〒104-8011 東京都中央区築地5丁目3番2号
TEL 03-5540-7446 FAX 03-5565-1643

朝日新聞紙上にお名前を掲載します

(ご希望の方のみ)

ご寄付の活用

社会福祉のため、大切に活用させていただきます。

朝日新聞厚生文化事業団では ご寄付を受け付けています

- 朝日新聞厚生文化事業団へ寄付していただいた金額分は**非課税対象**（租税特別措置法第70条に該当）となり、大切な財産を社会福祉活動に役立てることができます。
- 遺贈のご寄付の場合、事前にご相談いただくことで、ご希望に沿う形で事業を考えることや他団体を紹介することも可能です。

当事業団では、子どもや障がいのある人、高齢者の皆さんが安心して暮らせる社会をめざしています。主な事業としては、児童養護施設・里親家庭の高校生進学応援金、高齢者施設訪問プログラム「ゆうゆうビジット」や高次脳機能障害への理解を深める講演会のほか、多様化する社会に応じたさまざまな事業を実施しています。こうした活動ができ、より充実した福祉社会のあり方を提案していけますのも、皆様から寄せられる温かいご寄付があつてのことです。一人でも多くの方々のご協力とご支援をお待ちしています。

有価証券や不動産などの寄付について

株券、有価証券、不動産などは現物のままではお受けできない場合があります。事前にご相談ください。遺贈いただく際には課税されることがあります。詳細は、税務署、税理士にご相談ください。

※当事業団の社会福祉活動についての詳細は、事業報告書、パンフレットをお送りいたします。

社会福祉法人 朝日新聞厚生文化事業団

本 部

〒104-8011

東京都中央区築地5丁目3番2号

朝日新聞東京本社内

TEL 03-5540-7446 FAX 03-5565-1643

大阪事務所

〒530-8211

大阪市北区中之島2丁目3番18号

TEL 06-6201-8008 FAX 06-6231-3004

西部事務所

〒812-8511

福岡市博多区博多駅前2丁目1番1号

朝日新聞福岡本部内

TEL 092-477-6930 FAX 092-477-6931

名古屋事務所

〒460-8488

名古屋市中区栄1丁目3番3号

朝日新聞名古屋本社内

TEL 052-221-0307 FAX 052-221-5453

郵便振替＝口座番号00130－1－9166

銀行口座＝三井住友銀行新橋支店 普通預金 303668

口座名 社会福祉法人 朝日新聞厚生文化事業団

<http://www.asahi-welfare.or.jp/>

e-mail mail@asahi-welfare.or.jp

ご不明な点がございましたら、朝日新聞厚生文化事業団へお問い合わせください。





代表取締役
朝日新聞厚生文化事業団